



川西市
Kawanishi City

市内のニュータウンでの
若年世帯・子育て世帯の住宅取得に

最大 **100** 万円
補助



交付申請期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

新築住宅の購入で**100万円**

中古住宅の購入で**60万円**

補助
対象

市内在住※の若年世帯・子育て世帯

若年世帯…夫婦の合計年齢が80歳以下の夫婦(婚約、事実婚、同性婚等含む)のみの世帯
子育て世帯…高校を卒業するまでの子どもがいる世帯(出産予定、養子、里親、ひとり親等含む)

※川西市民でなくても、次の条件を満たせば、補助します！

市内在住、市内通勤、市内に通園/通学、過去に市内居住、過去市内に通園/通学、
親(夫婦のいずれかの一親等の尊属(父母))が市内在住 のいずれかに該当する世帯構成員

川西市に
ゆかり
がある方も
対象！

対象
地域

子育て住宅促進区域（ニュータウン）

- ①日生ニュータウン（美山台、丸山台） ②大和団地（大和西、大和東） ③清和台（清和台西、清和台東）
④けやき坂（けやき坂） ⑤多田グリーンハイツ（緑台、向陽台、水明台） ⑥鶯台（鶯台）
⑦萩原台（萩原台西、萩原台東） ⑧湯山台（湯山台） ⑨鶯が丘（鶯が丘） ⑩南野坂（南野坂）

※ 子育て住宅促進区域の範囲は、下の二次元コードより、市HPにてご確認ください。

子育て住宅促進区域について

川西市のニュータウンは、兵庫県から、住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域として「子育て住宅促進区域」の指定を受けました。

- ◎比較的手頃な価格で、良質な住環境
◎まちへも、里山へもアクセス良好



子育て住宅促進区域の範囲はこちら→

契約前に事前エントリーが必要など
補助には条件があるため、
交付申請方法等の詳細は、 →
必ず市HPで確認してください。



川西市 都市政策部 住宅政策課
TEL：072-740-1205

(令和8年度) 子育て住宅総合支援事業補助金 (新築・中古住宅取得補助)

新築注文住宅取得補助

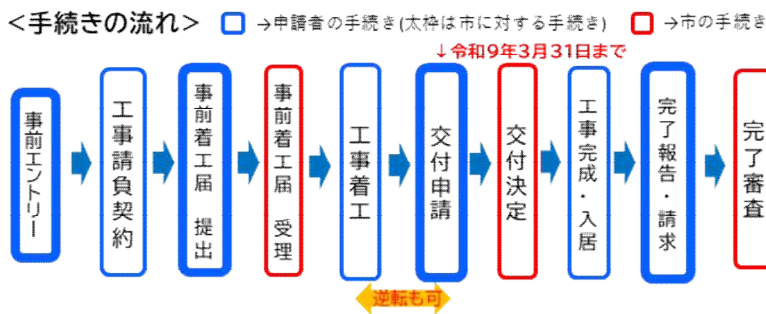
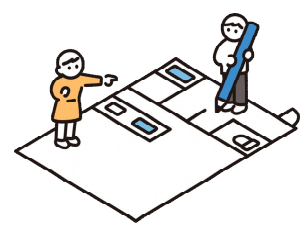
100万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤工事請負契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事中着工前に事前着工届を市に提出すること
- ⑦建築基準法に基づく検査済証が発行されていること

補助対象者の主な要件

- ①工事請負契約締結日前に事前エントリーを行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③工事請負契約締結時点において川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれも受けていないこと



新築分譲住宅取得補助

100万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事の完了の日から起算して1年未満であるかつこれまで他に誰も居住したことがないこと
- ⑦建築基準法に基づく検査済証が発行されていること

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に事前エントリーを行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③建物の売買契約締結時点において川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれも受けていないこと

中古住宅取得補助

60万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を2項目以上満たすこと
- ④新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥契約時点で建物完成から1年以上経っている又はこれまでにほかに誰かが居住したことがあること
- ⑦建築基準法に基づく検査済証が発行されていること

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に事前エントリーを行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③建物の売買契約締結時点において川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、中古住宅取得補助のいずれも受けていないこと

